

平成19年3月23日
財 政 局

超長期の銀行等引受債（20年・定時償還）の借入条件決定について

1 借入趣旨

現在、地方債制度は、起債許可制度から協議制度への移行や、政府資金の減少が進むなど、大きな変化の時期を迎えています。本市では、こうしたことに対応するため年限の多様化など様々な取組を行っております。

この度、本市で初めてとなります超長期の銀行等引受債（20年・定時償還）の借入の条件を決定しました。また、金利特約事項を用いた仕組債とし、リスク分析をした上で資金調達コストの低減化を図ります。

2 借入条件

- | | | |
|------|----------|--|
| (1) | 借入金額 | 45億円 |
| (2) | 表面利率 | 0.75% |
| (3) | 借入方式 | 証書 |
| (4) | 借入日 | 平成19年3月29日 |
| (5) | 据置期間 | 1年 |
| (6) | 償還期限 | 20年（元金均等半年賦定時償還方式、平成39年3月29日） |
| (7) | 利払日 | 3月、9月の各29日（初回利払日は平成19年9月29日） |
| (8) | 金利特約事項 | 長短期金利差（TSR20年物金利と2年物金利の差）を判定指標とし、金利差が0.75%以下となった場合に特約事項適用金利とする。
TSR = 東京スワップレート |
| (9) | 特約事項適用金利 | 5% |
| (10) | その他特約事項 | 当初6ヶ月の利払いについては、表面利率での固定金利とする。 |
| (11) | 引受金融機関 | 株式会社三井住友銀行 |

問合せ先：川崎市財政局財政部資金課
電話044-200-2182